

7 持続可能なごみ処理体制の構築

(1) ごみの処理体制に関する基本方針

① 対象区域

本市全域を対象区域とします。

② 処理対象ごみ

本市が処理を行う一般廃棄物は大きく2種類に分けられ、それぞれ処理の主体、方法が異なります。

ア) 家庭での日常生活に伴って生じた廃棄物（生活系一般廃棄物）

イ) 事業活動※に伴って生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）

※事業活動とは、...

廃棄物処理法上の「事業活動」とは、不特定多数を対象とし、反復継続して行なう活動のことで、営利、非営利、規模の大小を問いません。よって、製造業だけでなく、事務所、病院、商店等、個人事業も含み、すべての事業が含まれます。

③ 収集・運搬計画

ア) 家庭での日常生活に伴って生じた廃棄物（生活系一般廃棄物）

排出者	処理主体	排出方法	分別の区分
市民	市	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物に分別し、収集日当日の朝8:30までに、ごみ・資源物排出ステーションに出す。	「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「古紙類」、「かん類」、「びん類」、「プラスチック類」、「粗大ごみ・リサイクル品」に分別する。 ※7種14分別(H27.4現在)

なお、生活系一般廃棄物の排出方法や収集日、分別の区分については、法令改正や本市のごみ減量化・リサイクル施策を踏まえ、適宜変更を検討し、毎年策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」において定めることとします。

イ) 事業活動※に伴って生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）

排出者	処理主体	排出方法	分別の区分
事業者	事業者	・自身で会津若松地方広域市町村圏整備組合の一般廃棄物処理場（環境センター）に搬入する。 ・市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者へ収集運搬を委託する。	廃棄物処理法に従い、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処分する。 ※産業廃棄物は、県の許可を持つ産業廃棄物処理業者へ処理を委託する。

参考：会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和53年3月30日条例第7号)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

④ 中間処理・最終処分

本市の一般廃棄物の中間処理・最終処分は、本市を含む周辺10市町村で形成する一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が設置する一般廃棄物処理施設「環境センター」において行ないます。

当該一部事務組合と連携し、安全で環境負荷が少なく、かつ経済的なごみの処理ができる施設の整備に努めるとともに、処理施設や最終処分場の延命化が図れるよう、ごみの減量化に取り組めます。

また、リサイクル（資源化）の推進にあたっては、環境センター以外の市内外の環境産業事業者を活用することも重要であることから、資源・エネルギーの地産地消を目指し、これらの事業者との連携・協働を図ります。

⑤ 一般廃棄物会計基準によるコスト分析

今後、人口減少等により市の財政規模の縮小や1人当たりのごみ処理経費の負担増が予想されることから、企業会計的な考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するコストの”見える化”と分析を行い、市民ニーズやごみ排出量に応じた適正な収集体制を構築していきます。

(2) 許可計画

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可については、資源循環型社会の形成と、ごみの減量化・リサイクルを推進する観点から対応します。

基本的な方針としては、本市のごみ減量化への取り組み、現行の許可業者の状況等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を精査した上での促進を原則とします。

なお、詳細については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で定めるものとします。

(3) ごみ処理有料化

ごみ処理の有料化は、ごみの減量化やリサイクルの推進、処理費用の公平化に資するものとして、近年、導入する自治体が増えています。

しかしながら、有料化した自治体においては、減量効果が数年間しか持続せず、その後は増量に転じた（いわゆるリバウンドが見られる）ところもあり、また、手数料を負担していることが罪悪感を打ち消し、分別・リサイクルの取り組みが後退する可能性も指摘されています。

本市のごみの排出状況は、平成22年度までは着実に減少傾向を示しており、平成23年度から平成25年度にかけて一時的に増加しましたが、これは、東日本大震災による影響等が大きいと考えられます。

こうしたことから、今後のごみ排出量の推移等を見ながら、また他市の状況等も参考にして引き続き研究していくこととします。

(4) 小型家電リサイクル

平成25年4月に貴金属や希少金属の回収を主な目的とした小型家電リサイクル制度が開始されました。

市としての財政負担や回収量に左右されない事業の継続性等を見極めながら、より効率的・効果的な実施手法（例えば、会津若松地方広域市町村圏の市町村をまとめたカタチで実施する）について、関係機関や自治体と協議・検討していきます。

(5) その他必要な事項

① 適正処理困難物等に関する基本方針

ベッドやソファのスプリング、漬物石、コンクリートブロック、外壁材等は一般廃棄物処理施設では処理できない廃棄物（適正処理困難物）です。

近年、小売事業者の流通や販売方式の流動化、家庭で使用される製品の多様化により、適正処理困難物の性質・種類も多様化してきています。

市としては、拡大生産者責任に基づき、販売事業者や製造事業者へ処理・リサイクルルートの確立を求めると共に、近隣の廃棄物処理事業者と連携し、安全・適切に処理できる体制を構築していきます。

② 事業系一般廃棄物の排出指導に関する基本方針

事業系ごみの減量化や分別排出、適正処理について積極的に指導啓発していきます。

③ まちの美化に関する基本方針

ポイ捨てや犬ふん放置の防止、清掃活動への参加等、環境美化の取組みは、市民の「自分の住むまちは自分たちできれいにする」という意識の高揚と内発的な行動の拡大が重要です。

よって、身近な地域の自然環境や史跡、公園等の公共施設への理解促進、地区ごとの環境美化推進協議会、生活環境保全推進員との協働により市民1人ひとりの環境美化意識を啓発していきます。

また、全市的な一斉清掃活動を実施し、市民の清掃活動への参加を促します。

④ 不法投棄の防止に関する基本方針

各地区の不法投棄監視員と協働し、不法投棄パトロールによる防止・監視体制の構築に勤めるとともに、市民・事業者に対し、所有する土地の適正管理を周知し協力を求めます。

また、実際の不法投棄等、廃棄物処理法に違反する事案が発生した際には、国・県・警察と共に適切な対応を行ないます。

⑤ 災害廃棄物に関する基本方針

大規模災害により、災害廃棄物が発生した場合には、市が別途定める災害等廃棄物処理計画並びに国・県の処理方針に従い、迅速かつ適切に処理を行い市民生活の早期復旧に努めます。

⑥ 在宅医療廃棄物に関する基本方針

医療用注射針、点滴針、ペン型自己注射針等、在宅医療廃棄物のうち、鋭利なものについては、事故や感染症拡大の予防のため、直接医療機関に持ち込むこととします。

⑦ その他の事項

この他、一般廃棄物の減量リサイクル及び適正処理の必要な事項については、毎年度策定する「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」で適宜定め、取り組みを進めるものとします。